

平成25年度(平成26年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	138,361	保険契約準備金	1,673,061
現 金	73	支 払 備 金	300,307
預 貯 金	138,287	責 任 準 備 金	1,372,754
コ ー ル ロ ー ン	15,000	そ の 他 負 債	91,033
買 入 金 銭 債 権	368	共 同 保 険 借	1,385
金 銭 の 信 託	26,811	再 保 険 借	25,695
有 価 証 券	1,646,747	外 国 再 保 険 借	7,187
国 債	382,647	借 入 金	722
地 方 債	20,470	未 払 法 人 税 等	1,865
社 債	214,804	預 り 金	1,298
株 式	567,032	前 受 収 益	1,042
外 国 証 券	455,752	未 払 金	36,847
そ の 他 の 証 券	6,041	仮 受 金	11,239
貸 付 金	157,267	金 融 派 生 商 品	3,131
保 険 約 款 貸 付	4,158	リ ー ス 債 務	304
一 般 貸 付	153,108	資 産 除 去 債 務	311
有 形 固 定 資 産	113,501	そ の 他 の 負 債	0
土 地	58,082	退 職 給 付 引 当 金	22,576
建 物	49,768	賞 与 引 当 金	6,320
リ ー ス 資 産	293	役 員 賞 与 引 当 金	24
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	5,357	特 別 法 上 の 準 備 金	16,417
無 形 固 定 資 産	514	価 格 変 動 準 備 金	16,417
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	514	負債の部 合計	1,809,433
そ の 他 資 産	142,592	(純資産の部)	
未 収 保 険 料	436	資 本 金	91,249
代 理 店 貸	21,312	資 本 剰 余 金	21,702
外 国 代 理 店 貸	4,640	資 本 準 備 金	21,702
共 同 保 険 貸	2,635	利 益 剰 余 金	92,993
再 保 険 貸	30,585	利 益 準 備 金	48,289
外 国 再 保 険 貸	20,850	そ の 他 利 益 剰 余 金	44,703
未 収 金	13,244	(圧 縮 記 帳 積 立 金) (3,122)
未 収 収 益	4,269	(繰 越 利 益 剰 余 金) (41,581)
預 託 金	4,986	株 主 資 本 合 計	205,944
地 震 保 険 預 託 金	5,666	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	238,042
仮 払 金	23,402	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6,810
金 融 派 生 商 品	10,562	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	244,853
前 払 年 金 費 用	13	純資産の部 合計	450,797
繰 延 税 金 資 産	20,534		
貸 倒 引 当 金	△1,481		
資産の部 合計	2,260,231	負債及び純資産の部合計	2,260,231

- 注 1 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- (1) 子会社株式及び関連会社株式の評価は移動平均法に基づく原価法によっております。
 - (2) その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く。）の評価は期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は移動平均法に基づく原価法によっております。
- 2 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法によっております。
- 3 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 4 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。
- 5 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。
- また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、それぞれの資産の所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 6 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (1) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を期末までの期間に帰属させる方法については、主としてポイント基準によっております。
 - (2) 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理しております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 7 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- 8 役員賞与引当金は、役員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- 9 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 10 ヘッジ会計の方法は、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。
- また、為替変動に伴う外貨建資産等の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取

引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。

11 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

12 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

13(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は319百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は69百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は435百万円であります。

14 有形固定資産の減価償却累計額は137,485百万円、圧縮記帳額は14,130百万円であります。

15 関係会社に対する金銭債権総額は1,361百万円、金銭債務総額は9,294百万円であります。

16 繰延税金資産の総額は141,909百万円、繰延税金負債の総額は101,046百万円であります。

なお、評価性引当額として20,328百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金64,066百万円、支払備金15,625百万円、税務上の繰越欠損金14,999百万円、有価証券評価損13,511百万円、ソフトウェア7,836百万円及び退職給付引当金6,926百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券及びこれに準じて処理する買入金銭債権に係る評価差額金95,937百万円であります。

17 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正は次のとおりであります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.2%から30.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が純額で2,801百万円減少

し、当期純利益は2,043百万円減少しております。

18 関係会社株式の額は22,301百万円であります。

19 担保に供している資産は、現金及び預貯金409百万円、有価証券18,225百万円並びに有形固定資産2,799百万円であります。また、担保付き債務は借入金722百万円であります。

20 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、ロに掲げる保険を除く）	306,042百万円
同上に係る出再支払備金	33,326百万円
<hr/>	
差引（イ）	272,716百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金（ロ）	27,591百万円
<hr/>	
計（イ＋ロ）	300,307百万円

21 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	520,000百万円
同上に係る出再責任準備金	15,429百万円
<hr/>	
差引（イ）	504,570百万円
その他の責任準備金（ロ）	868,183百万円
<hr/>	
計（イ＋ロ）	1,372,754百万円

22 1株当たりの純資産額は599円10銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計は450,797百万円、普通株式に係る期末の純資産額は450,797百万円、普通株式の期末発行済株式数は752,453千株であります。なお、純資産の部の合計から控除する金額はありません。

23 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、株式に221百万円含まれております。

24 デリバティブ取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは7,298百万円であり、全て自己保有しております。

25 子会社、関連会社及び関係会社の定義は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）第2条に基づいております。

26 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成25年度 (平成25年 4月 1日から
平成26年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	868,809
保険引受収益	776,629
正味収入保険料	668,375
収入積立保険料	32,324
積立保険料等運用益	16,525
責任準備金戻入額	58,399
為替差益	977
その他保険引受収益	28
資産運用収益	90,520
利息及び配当金収入	40,640
金銭の信託運用益	1,833
売買目的有価証券運用益	28
有価証券売却益	60,394
有価証券償還益	2,044
為替差益	1,044
その他の運用収益	1,058
積立保険料等運用益振替	△16,525
その他の経常収益	1,659
経常費用	819,123
保険引受費用	695,799
正味支払保険金	413,767
損害調査費	39,260
諸手数料及び集金費	118,586
満期返戻金	105,035
契約者配当金	103
支払備金繰入額	18,828
その他保険引受費用	218
資産運用費用	10,082
金銭の信託運用損	231
有価証券売却損	5,688
有価証券評価損	126
有価証券償還損	132
金融派生商品費用	1,765
その他の運用費用	2,138
営業費及び一般管理費	112,727
その他の経常費用	514
支払利息	15
貸倒損失	5
その他の経常費用	492
経常利益	49,685
特別利益	1,740
固定資産処分益	1,740
特別損失	22,114
固定資産処分損	1,994
減損損失	3,677
特別法上の準備金繰入額	2,567
(価格変動準備金繰入額)	(2,567)
その他の特別損失	13,873
税法引前当期純利益	29,311
法人税及び住民税	424
法人税等調整額	6,713
法人税等合計	7,138
当期純利益	22,173

注 1 関係会社との取引による収益総額は7,466百万円、費用総額は21,945百万円であります。

2 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	803,012百万円
支払再保険料	134,637百万円
差引	668,375百万円

3 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	523,936百万円
回収再保険金	110,169百万円
差引	413,767百万円

4 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	126,286百万円
出再保険手数料	7,699百万円
差引	118,586百万円

5 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、ロに掲げる保険を除く）	10,344百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△8,070百万円
差引（イ）	18,415百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額（ロ）	412百万円
計（イ+ロ）	18,828百万円

6 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	11,105百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△361百万円
差引（イ）	11,466百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△69,866百万円
計（イ+ロ）	△58,399百万円

7 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	207百万円
コールローン利息	14百万円
買現先勘定利息	6百万円
買入金銭債権利息	2百万円
有価証券利息・配当金	36,176百万円
貸付金利息	2,817百万円
不動産賃貸料	1,255百万円
その他利息・配当金	160百万円
計	40,640百万円

8 売買目的有価証券運用益中の売却損益は28百万円の益であり、評価損益はありません。

9 金銭の信託運用益及び金銭の信託運用損中の評価損益の合計額は515百万円の損であります。また、金融派生商品費用中の評価損益は2,395百万円の損であります。

10 1株当たりの当期純利益金額は29円46銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額は22,173百万円、普通株式に係る当期純利益金額は22,173百万円、普通株式の期中平均株式数は752,453千株であります。なお、普通株主に帰属しない金額はありません。

また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- 11 その他特別損失の内訳は、合併関連費用7,842百万円及び希望退職の募集に伴う特別加算金等6,031百万円であります。
- 12 当期における法定実効税率は33.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は24.4%であり、この差異の主な内訳は、評価性引当額の減少△16.4%、税率変更による影響13.0%、受取配当等の益金不算入額△7.6%及び交際費等の損金不算入額1.3%であります。
- 13 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。